

東日本大震災に係る町税等の減免について

1、固定資産税

今回の地震により課税対象の固定資産（住宅用家屋に限ります。）が被害を受けた場合に、その被害状況により固定資産税を減額、または免除します。（平成23年度のみとなります。）

下記の減免基準に該当する方は、減免申請書（町民課税務係窓口にて用意しています。）に記入、必要書類を添付のうえ、6月30日（木）までに町民課税務係へ提出してください。

減免の対象について

減免の対象となる家屋等は、課税されているもののうち、り災証明が発行された家屋です。

なお、塀・門扉等で課税対象外の構築物については、減免の対象となりませんのでご注意ください。

※下記の様なケースでは、減免の対象とはなりません。

- ・屋根瓦の一部が落ち、外壁に数か所のひびが入り、内装の一部が損傷したような場合
- ・屋根瓦がすべて落ちたが、他に大きな損傷がない場合

添付書類

・り災証明書 写しで可。後日添付でも可 ※役場総務課に証明の交付申請をしてください。

り災証明に係るお問い合わせは役場総務課まで 電話：72-2111（直通）

固定資産税の納付について

- ・減免申請をされても、減免の対象とならない場合や減免決定までに時間を要することが予想されますので、町税減免（否認）通知が届くまでの間は通常通り納付をお願いします。
- ・全期前納された場合は、減免相当分が還付となります。
- ・後日、減免決定がなされた際に、減額した納付書への差し替え等を行います。

お問い合わせ等は役場町民課税務係まで 電話：72-2112（直通）

<固定資産の減免基準>

区分	被害の状況	減免の割合
家屋	り災程度が全壊または大規模半壊	当該家屋に係る固定資産税の全部
	り災程度が半壊	当該家屋に係る固定資産税の50%
土地		家屋被害の状況に準じます。

2、町民税並びに国民健康保険税

固定資産税と同様に、り災証明書が交付された方について、町民税更に国民健康保険の被保険者の場合には国民健康保険税を下記基準により減額、または免除します。

納付についても固定資産税と同様の扱いとなりますので留意願います。

<町県民税の減免基準>

平成22年中の合計所得	(半壊)	(全壊・大規模半壊)
500万円以下	50%	100%
500万円超え750万円以下	25%	50%
750万円超え1,000万円以下	12.5%	25%